

## 公益法人等へ寄附した場合における個人の譲渡所得の課税措置 ～非課税承認の取消しとその課税関係

No.200において、個人が公益法人等に寄附した場合の譲渡所得の非課税措置を受ける申請手続きについて概説したが、その承認を受けた非課税措置が取り消しになる場合及びその時の課税関係について概説する。

(ポイント)

○公益法人に寄附した後、非課税承認が取り消される事象について理解する。

### 1. 非課税承認の取消し

公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例に係る国税庁長官の承認を受けた場合であっても、次の①から③の場合に該当したときには、国税庁長官はその非課税承認を取り消すことができる。

①寄附財産が、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に受贈法人の公益目的事業の用に直接供されなかった場合

なお、株式など寄附財産がその性質上、財産等そのものを公益目的事業の用に直接供することのできない場合においては、配当金など当該財産等から生じた果実全部が当該公益目的事業の用に供されるかどうかにより、財産等が公益目的事業の用に直接供しているかどうかを判定する。このため果実を最初に当該公益目的事業の用に供した日が、寄附があった日から2年を経過する日までの期限内であるかどうかにより判定される。

②寄附財産が、受贈法人の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合(①の場合を除く)

③寄附した人の所得税の負担を不当に減少させ、または寄附した人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果となる場合

所得税・相続税・贈与税の負担を不当に減少させる結果となる場合とは、例えば、受贈法人が寄附した人またはその親族などに対して、次の行為をし、または行為をすると認められる場合をいう。

- イ. 受贈法人が、他の従業員に比し正当な理由もなく過大な給与等を支払っている場合
- ロ. 受贈法人が所有する施設を私事のために利用させている場合
- ハ. 受贈法人が所有する財産を無償または著しく低い価値の対価で譲渡した場合

(裏面に続く)



# 公益法人等へ寄附した場合における個人の譲渡所得の課税措置 ～非課税承認の取消しとその課税関係

## 2. 課税関係

非課税承認の取消しがあった場合には、寄附した人または受贈法人に対して、原則として、非課税承認の取り消された日の属する年の所得として所得税が課税される。

前ページの①から③のそれぞれのケースに該当する場合には、次の通りの課税が行われる。

### (1) ①に該当する場合

寄附者(個人等)に対して、所得税が課される。

### (2) ②に該当する場合

寄附を受けた公益法人等を個人とみなして、所得税が課される。

### (3) ③に該当する場合

寄附財産が受贈法人(公益法人等)の公益目的事業の用に直接供される前に非課税承認の取消しがあった時は、寄附者に対し所得税が課税される。

一方、寄附財産が公益目的事業の用に直接供された後に承認が取り消された場合には、寄附を受けた公益法人等を個人とみなして、所得税が課税される。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

### < 適格請求書の記載事項 >

令和5年10月から開始されるインボイス制度下において、適格請求書発行事業者が適格請求書を発行するまで、9ヵ月余りとなった。インボイス制度下において法人が消費税の仕入税額控除を行うためには、適格請求書に必要な事項が記載されている必要がある。適格請求書は現行の区分記載請求書の記載事項に「適格請求書発行事業者の登録番号」「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」を追加で記載することが求められている。また、追加記載事項以外にも、適格請求書における消費税の端数処理の計算への対応、複数の書類で適格請求書の記載要件を満たす場合における当該必要書類の記載内容の確認・変更等、適格請求書の発行にあたっては検討すべき事項が多く発生する。

このため、公益法人においても、適格請求書について対応すべき事項を明確にして、制度の開始時期までに適切な適格請求書を発行できるようにしていく必要がある。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。